

# 国立大学法人京都大学役員退職手当規程

平成16年4月1日  
達示第88号制定

## 第1条 (略)

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号の規定により解任された場合を除く。)は、当該役員には退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

## 第3条～第6条 (略)

(役員と教職員との間における退職手当の特例)

第7条 役員が、引き続いて教職員(国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号。以下「教職員退職手当規程」という。)第1条に規定する教職員―又は同規程第8条第5項各号に掲げる国立大学法人等に使用される者をいう。以下この項及び次項において同じ。)となった場合において、その者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員(教職員退職手当規程第2条第8号の規定に該当するものを除く。)が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続いた在職期間には含まない。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第8条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した額とする。

4 教職員退職手当規程第8条の2又は第8条の3の規定に該当する教職員が引き続き役員となった後に退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、役員となった日の前日において同規程を準用して算出した額に第3条第1項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

5 ~~4~~ 前2項に規定する役員の退職手当の額(前項の規定に該当する場合にあっては、第3条第1項の規定により算出した額に限る。)については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者(届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの、又は生計を共にしていた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号前号に該当しないもの者

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族にのうち、同順位の者が2人以上ある場合にはときは、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族、それぞれに支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(遺族からの排除)

~~第9条 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。~~

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(他の規程の準用)

~~第9条~~ 役員の退職手当の支払の差止め、支給制限、返納等の取扱いについては、教職員退職手当規程第12条から第14条まで、第16条及び第17条(第3項を除く。)~~第2条第3項、第14条及び第16条~~の規定を準用する。

2 俸給月額の変額に係る措置の取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程(平成18年達示第34号) 附則第2条の規定を準用する。

(雑則)

~~第10条~~ 役員の退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、文部科学大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年達示第125号)

この規程は、平成16年9月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則 (平成18年達示第35号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。